

+ 要 望 事 項	(1) 市町村総合交付金の充実
-----------------------	-----------------

要望先 総務局

(要 旨)

市町村総合交付金に係る次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- ① 行政水準の維持向上を図るため、継続的財政支援の拡充
- ② 公共施設等の整備状況や財政力を勘案した弾力的・効果的な配分
- ③ 西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策、地域経済活性化対策、行政サービスの充実等に対する財政補完の強化
- ④ 交付金の対象範囲の拡大

(説 明)

市町村総合交付金は、町村の財政運営にとって非常に重要な財源であり、年々予算額が増額され、町村運営に対する配慮と真摯に受け止めている。

行政水準を維持向上していくことは地方自治体の使命であるが、町村は財政力が弱いことから財源の捻出に苦慮している。

このような中、消費税率の引き上げ等による経常的支出の増加で町村財政は疲弊している。このままでは、住民サービス向上や社会資本整備に十分応えられないのが現状であり、行政水準を維持向上するため、都による継続的財政支援が必要である。

さらに、住民意識の向上により公平な住民サービスの提供が求められており、町村に対しては、財政補完機能のある市町村総合交付金を、公共施設の整備状況や財政力を勘案して弾力的・効果的に交付することが必要である。

市町村総合交付金は、町村の自主性・自立性の向上を促進し、もって市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るものであり、今後もより一層の充実が必要である。

参考 総合交付金の予算額 平成27年度483億円 平成24年度453億円
 平成26年度473億円 平成23年度448億円
 平成25年度465億円

要望事項	(2) 町村の地域活性化事業に対する支援 の充実強化（地域特選事業枠）
------	--

要望先 総務局

(要 旨)

市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠の一層の充実を図られたい。

(説 明)

市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠は、町村の地域活性化にとって非常に重要な財源である。

町村においては、行政水準を維持向上していくことが重要であるが、財政力が弱いことから財源の捻出に苦慮している。

また、行政需要の高度多様化に伴い、町村においても都市基盤となる公共施設の整備促進や地域固有の地場産業の振興、少子化・若者定住化対策、交通弱者の解消が求められているが、これらに十分応えられないのが現状である。

このため、財政力の脆弱な町村にとって、この交付金は地域の特性や地理的条件に応じ活用できることから、個性のある地域づくりを行うために市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠の一層の充実を図ることが必要である。

要望事項	(3) 大島町への災害復旧・復興特別交付金の継続及び復旧事業の早期整備促進
------	---------------------------------------

要望先 総務局

(要 旨)

大島町における平成25年の台風26号による被災に伴う災害復旧・復興特別交付金制度を引続き継続されたい。

また、被災した区域において、都市公園及び町道・広場等の早期整備促進を実施していくために、東京都施工の大金沢流路工整備の早期完成を図られたい。

(説 明)

平成25年10月16日の台風26号による記録的な大雨により発生した土砂流は、大島町に未曾有の大災害を発生させた。

この災害に対して平成26年9月に策定された大島町復興計画では、被災者の生活再建やメモリアル公園整備など被災地の防災復興事業を柱としており、これらの事業を実施するためには、災害復旧・復興特別交付金制度による財源が不可欠であり、制度の継続をお願いするものである。

また、土砂災害区域について、大島町復興計画により、神達地区周辺は、大島町メモリアル公園整備用地として位置づけを行い、この公園を都市公園事業の地方のシンボル、観光振興等を考慮した「地域づくり拠点公園」として整備を行うことにしている。

大金沢流路工整備に合わせた道路、広場、緑地等の地区公共施設整備により、避難の円滑化、防風、遊水機能の確保を図り、地区の防災性の向上を推進する整備を早期に実施したい。

このため、大金沢流路工整備が東京都の施工により行われているが、事業完了年度は未定であるため、防災上の観点及び住民不安を1日でも早く払拭するためにも早期完成を図られたい。

要 望 事 項	(4) 地方交付税の確保
------------------	--------------

要望先 総務局

(要 旨)

町村が安定した財政運営を行うには、地方交付税の増額など一般財源の充実強化が不可欠であることから、国に対して強く要請されたい。

(説 明)

町村は税収が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、少子・高齢化に対応した医療・保険・福祉施策の推進、二酸化炭素吸収源対策等の環境施策の推進など市や特別区と同様な対応を推進すると同時に、相対的に立ち遅れている生活関連施設整備などに鋭意財源を振り分け、住民福祉の向上に努めている。景気浮揚策が講じられ若干の景気回復基調は見られるものの、地方税収の増加見込みは不透明であり、町村は安定的な行財政運営を行えない状況である。ついては、町村の安定的な財源確保を図るため、必要な交付税総額を確保するよう国に対して強く要請されたい。

- ① 地方交付税は、地方固有の共有財源であることを明確にし、地方交付税の法定率の引き上げ等によって地方自治体の財政の安定化に努めること。また、国による義務付けや政策誘導による財源不足が生じないように、新たな地方財源を確保すること。
- ② 地方交付税の需要額算定基準の簡素化のため、人口と面積を基本とした算定が行われているが、町村の多くは過疎、山村、離島などであり、町村の多様な財政需要を的確に算定基準に反映できるように割増算定の拡充を図るとともに、個別町村の行財政運営に支障をきたさないよう配慮すること。
- ③ 町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食料生産、地球温暖化防止、水産資源確保等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。また、湖沼面積を地方自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用すること。

要望事項	(5) 多摩の魅力発信支援補助金制度の 継続と改善
------	----------------------------------

要望先 総務局

(要 旨)

多摩の魅力発信支援補助金制度の継続と町村の実情に合わせた制度に改善されたい。

(説 明)

多摩の魅力発信支援補助金については、平成26年度より創設された制度で、市町村の域外に対して魅力を発信する事業で、広報関連経費・イベント事業（域外でのイベントブースへの出展・広告掲載など）その他これに類するものの経費のうち、市町村が支出する分が補助対象になるということであり、町村にとっては貴重な財源であることから本制度の継続が必要である。

一方で、域外に対して情報を発信する媒体として、ホームページ、観光パンフレット、町勢要覧等があるが、これらについては、補助申請をした年度に情報発信（ホームページの公開、パンフレット等の配布）まで行わないと補助対象とならないことになり、また、市町村のホームページについては、域外への情報発信もあるが、住民への行政情報の提供のためのものでもあるので、補助対象とならない。

ホームページやパンフレット等については、発行を行う前年度1年間に、春夏秋冬それぞれで、取材・撮影等を行い、人々の外出意欲・行楽意欲が高まる翌年度の4月（新緑の時期）に配布することで、PRの大きな効果が得られ、集客に繋がるものである。

しかしながら、今の制度では春に情報発信する事業は物理的に実施できない状況があるので、市町村の実情に合わせた補助制度の構築が必要である。また、市町村のホームページについては、住民への行政情報の提供はあるものの、域外への情報発信を行う重要な媒体でもあることから補助対象にする必要がある。

財政基盤の脆弱な町村では、この補助制度に該当するようなイベント事業等は実施できないため、広報関連経費に対して、早急に補助制度が活用できるように制度を改善する必要がある。

要 望 事 項	(6) 地震・津波・噴火防災体制等の 充実強化
------------------	--------------------------------

要望先 総務局

(要 旨)

平成24年3月に内閣府の検討会は南海トラフを震源とする巨大地震の震度分布・津波高を発表した。このため、これら新しい知見に基づいた地震・津波・噴火防災体制等の充実強化を図るため、ハザードマップの作成や、地元町村との共同した避難誘導の仕組みづくりといった即効性のあるソフト対策をハード対策と組み合わせて、防災力向上を図る必要がある。

また、標高の低い所に立地する発電所の周りに防潮堤等を設置するための補助制度を創設し、津波被害の軽減を図る必要がある。

については、次の事項について積極的な取り組みを図りたい。

- ① 地震観測網の整備強化と調査研究の推進
- ② 津波情報伝達経路の自動化の推進及びシステム更新に係る支援
- ③ 火山噴火を予知するための観測体制の一層の充実強化と多種多様な手法による観測・研究の推進
- ④ 島しょ地域の孤立化を防止するための避難手段の確保及び生活物資の供給方法の早急な確立
- ⑤ 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において報告された第1次報告を踏まえた具体的な防災対策事業への財政支援
- ⑥ 津波浸水想定地域に立地する発電所への防潮対策補助
- ⑦ 遠地からの津波災害に備えた津波観測網の充実

(説 明)

- ① 首都直下地震、立川断層地震や南海トラフを震源とする巨大地震による災害が懸念されており、このような被害を軽減防止するためには地震観測網の整備強化と調査研究を推進し、地震防災体制を確立することが必要である。
- ② 住民への的確に津波情報を伝達するため、伝達経路の自動化が必要であり、未実施町

村の解消及び既実施町村におけるシステム更新（ソフトを含む）への支援により、迅速な情報伝達体制を確保することが必要である。

- ③ 伊豆諸島においては、昭和58年の三宅島、昭和61年の伊豆大島など、歴史上たびたび火山噴火による大きな被害を受けてきた。また、平成12年の三宅島火山噴火により、全島民が避難を強いられるなど、いつ発生するかも知れない噴火災害の危険に直面している状況にある。

このような、火山現象による被害を最小限に止めるためには、噴火予知の観測体制の充実強化が必要である。

- ④ 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づいた、島しょ地域住民の避難手段の確保及び生活物資の供給方法など、住民生命の安全を守るための具体策を早急に確立する必要がある。

- ⑤ 平成24年3月31日に内閣府が南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高についての第1次報告を公表し、東京都も平成25年5月14日に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定について」を発表した。

島しょ町村において、被害想定を踏まえた防災体制の整備等が急務となっていることから、防災対策に対する一層の財政支援が必要である。

- ⑥ 小笠原村父島では、二見湾奥の標高2mほどに発電所が立地しており、南海トラフ地震による津波浸水想定区域図では、5～10mの最大浸水深に区分されている。民間が事業者とは言え、電気の供給がストップすれば日常生活を維持できなくなる。

また、現状では2～3mの津波来襲でも発電所の機能が失われる可能性があり、最大級の津波に対する対策としては高台移転しかないが、早急な対応が難しい中にある場合は、防潮堤を発電所周りに整備することで津波被害の軽減を図ることが必要である。

- ⑦ 伊豆諸島、小笠原諸島は周囲が太平洋に開かれた外海離島であり、チリ沖や南太平洋などからの津波にも備えておくべきであり、遠地から来襲する津波に対する観測網の充実が必要である。

要望事項	(7) 地域防災対策等に対する支援の拡充
------	----------------------

要望先 総務局

(要 旨)

地域防災対策に係る次の事項について、国庫補助制度の拡充を国に働きかけるとともに、都として積極的な財政支援等を図られたい。

- ① 防災行政無線施設整備の改修及びシステム更新
- ② 防災行政無線を補完する情報伝達手段の構築に対する助成
- ③ 災害時緊急情報の集約及び伝達体制の構築
- ④ 備蓄倉庫、飲料貯水槽、水利道整備及び消火栓設置
- ⑤ 総合防災訓練の実施
- ⑥ 地域自主防災組織の運営
- ⑦ 消防団設備の整備・維持
- ⑧ 消防無線（多重無線）の整備更新
- ⑨ 山間部町村へのヘリポートの設置
- ⑩ 施設・設備に対する補助率の引き上げと小規模事業の補助対象化
- ⑪ 防災備蓄品購入に対する財政支援等

(説 明)

地域防災対策は、すべての住民の生命と財産を守るため、町村にとって不可欠な事業であることを、東日本大震災により、改めて思い知らされた。

このため、各町村は防災施設の整備や消防団の充実強化、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等の各種事業や山間部における孤立化対策のためヘリポートの設置などに取り組むことが求められている。これらの事業を充実強化し、災害に強いまちづくりを推進するために、東京都からのきめ細かな財政支援等が必要である。また、東京都において、広域的な役割から災害時緊急情報の集約や伝達体制の構築を求める。

小笠原村では、津波で港湾施設が被災し、内地からの物資遅延が懸念されることから、7日間の備蓄を目指している。都には、物資購入の役割分担と購入の財政支援を求める。

また、奥多摩町では、自然環境を求めて多くの観光客や登山客、ハイカーが訪れる地

域であることから、地域住民への対策と同様に、観光客等への孤立対策などの防災対策も重要になっている。

近年では、平成24年6月に発生した、都道日原鍾乳洞線の落石による通行止めにより、約1か月間にわたり日原地域が孤立した。さらには、地球温暖化等、世界的な気候変化により、過去に経験したことがない大雨や大雪などの自然災害による被害の恐れが出ている。昨年2月には、過去に例がない降雪があり、山間部の集落が9日間も孤立するなどの被害が発生した。

これらの災害では平日や夜間ということもあり、観光客の方が孤立して帰宅困難な状況に巻き込まれることはなかったが、休日には数千人もの観光客が訪れる当地域では、今後いつ発生するともわからない災害に備えることが必要である。特に、前記した日原地域は、関東随一の日原鍾乳洞のある地域で、町の観光拠点でもあり、多い日は2千人からの観光客が訪れている。この地域への唯一の道路は都道日原鍾乳洞線であり、この道路が災害により通行止めとなった場合は、日原地域に取り残された地域住民はもとより、観光客への食料や宿泊施設、避難場所等の確保ができないことから、早期にヘリポートの設置が必要である。

要望事項	(8) 横田基地周辺の生活環境整備対策 の推進
------	--------------------------------

要望先 総務局
(都市整備局)
(環境局)
(福祉保健局)

(要 旨)

横田基地から発生する生活環境などの障害に対する諸施策や財政支援について、国に対して積極的に要請されたい。

(説 明)

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体におけるまちづくり及び町の発展の障害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は70年にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道府県知事連絡協議会などを通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。特に基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。また、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐に伴い基地内の施設に大幅な変化が見られる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないように要請されたい。

特に、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特殊性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

また、新型のインフルエンザ等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施について引き続き要請されたい。

なお、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

要 望 事 項	(9) 離島海空路の充実強化
------------------	----------------

要望先 総務局

(港湾局)

(要 旨)

島しょ地域の振興の根幹をなす海空路の確保と整備を積極的に図られたい。

- ① 伊豆諸島・小笠原諸島航路体系の整備・拡充及び改善
- ② 航空機等就航率の向上及び飛行の安定性確保のための施設整備
- ③ 離島住民負担軽減施策の実施
- ④ 本土及び島間コムーター空路の整備並びにヘリコムーター定期空路の充実整備
- ⑤ 二見栈橋船客待合所の観光機能の整備及び二見港の乗降施設の整備
- ⑥ 東京（竹芝）から伊豆諸島・小笠原諸島航路を「海の都道」として認定
- ⑦ 伊豆諸島・小笠原諸島航路を包括したあり方の検討
- ⑧ おがさわら丸・ははじま丸代替船建造に係る予算の確保

(説 明)

伊豆諸島・小笠原諸島における航路確保と交通体系の整備は、島しょ地域の振興の根幹をなすものであり、「海の都道」として運賃補助・船舶の確保（修繕、新規建造を含む）などについて、強力な支援が必要である。

さらに、国、東京都、各町村及び航路事業者を交えた「東京都離島航路地域協議会」において、離島航路の確保・維持・改善のための調査・検討を行っているが、島しょ住民の生活安定及び向上の視点を踏まえ協議を進めることが重要である。

要 望 事 項	(10) 離島のヘリポート整備に対する 財政支援、技術的支援
------------------	---------------------------------------

要望先 総務局

(港湾局)

(要 旨)

御蔵島村、利島村、新島村（式根島）、青ヶ島村、小笠原村(母島)のヘリポート整備に対する財政支援及び技術的支援を講じられたい。

(説 明)

御蔵島村などは空港未設置の離島であり、南海トラフ巨大地震等による津波が想定される中、非常災害時には中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートがない。

このため、防災、救急医療等の観点から、中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備は住民の安全を確保するための必須条件である。御蔵島村など離島の財政状況は極めて厳しく、村単独での整備は不可能であることから、ヘリポート整備に対する東京都の財政支援が必要である。

また、ヘリポート建設にあたって、村では技術的知識を有する人材を確保することが困難なため、東京都からの技術的支援も併せて必要である。

要 望 事 項	(11) 小笠原空港の開設に向けた P I の 早期実施
------------------	-------------------------------------

要望先 総務局
(政策企画局)
(都市整備局)
(環境局)
(港湾局)

(要 旨)

小笠原空港の開設に向け、検討が進められている空港整備に係る計画案を国（国土交通省航空局）の助言のもとに、できる限り早期に取りまとめ、その上で平成21年6月に策定済みである「小笠原航空路パブリック・インボルブメント実施計画書」に基づく P I 活動を早期に実施されたい。

(説 明)

小笠原諸島が日本に復帰した当初から計画され検討されてきている小笠原空港については、紆余曲折を経ているが、結果として、間もなく復帰50年を迎えようとする現在においても、その開設の目途が付いていない現状である。

その間、東京都においては、毎年度、調査を精力的に実施され、検討を積み重ねてきていることは承知しているところであるが、他の空港整備に比べても、計画案の取りまとめに多くの時間が費やされている。

また、東京都の小笠原空港に関する情報として、課題の整理や検討、調整を進めていく旨が伝えられているが、「いつまでに」という具体的な情報がない状況である。

航空技術開発の動向は目まぐるしく変遷しているが、現在、東京都において検討が進められている3つの空港計画案についても、過去の空港計画案の内容と比べて、現実的で、かつ方法論として実現可能性のある案も含め検討している現状の中で結論を出すべきであると考えます。そのために、3つの計画案について、精力的に課題解決の調整、検討を行い、それを取りまとめ、事業主体として小笠原空港の事業化に取り組むか否かの判断材料の一つである P I を早期に実施していただきたい。

要望事項	<p>(12) 島しょ5村への超高速ブロードバンド環境の早期整備</p>
------	--------------------------------------

要望先 総務局

(要 旨)

早期に島しょ5村へ超高速ブロードバンド環境が整備されるよう積極的な取り組みを図られたい。

(説 明)

インターネットの利用が広く普及した現在、都市部においては低廉で高速・大容量通信が可能な超高速ブロードバンド環境が整備されており、これにより、画像や音声・動画等を豊富に用いたコンテンツのスムーズな閲覧や、テレビ電話、映像配信サービスの利用が可能となるなど情報通信技術の進歩による恩恵を受けられる状況にある。

しかし、島しょ地区においては、大島町、三宅村、八丈町及び小笠原村に超高速ブロードバンド環境が整備されているが、他の5村はマイクロ無線によるADSL環境の整備に留まっている。

離島における高度情報化の促進にあたっては、離島振興法第13条において、離島における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワーク等の充実について適切な配慮をするものと規定されている。

東京都が平成25年4月に策定した東京都離島振興計画においても、超高速ブロードバンド基盤の整備促進などにより、本土との格差是正を目指すべき姿とし、実現に向けた取り組みでは、超高速ブロードバンド未整備の村、東京都及び通信事業者等の関係機関で検討組織を設置し、インターネット等の利用改善に向けた具体的な方策を検討するとしている。

このような状況の中、東京都は、平成25年6月に利島村、新島村、神津島村、御蔵島村、青ヶ島村及び通信事業者等を構成員とした、「島しょ5村におけるインターネット等の利用環境改善に係る検討会」を設置し、5村におけるインターネット利用環境改善に係る調査分析の実施や超高速ブロードバンド環境整備に係る初期費用、維持費用を明確化するなど検討が進んでいる。

今後、これらの検討の成果を踏まえて、超高速ブロードバンド環境未整備の5村においても都民として等しく情報通信技術の進歩による恩恵が享受できるよう、東京都は、国への働きかけや民間通信事業者の誘導などを行うことはもとより、早期に全島しょ町村へ超高速ブロードバンド環境が整備されるよう積極的な取り組みが必要である。

要望事項	(13) 災害時に必要な島しょ地域における 携帯電話の不通地域の解消
------	---

要望先 総務局

(要 旨)

災害時に必要な携帯電話の不通地域の解消について、利用者の利便性向上と料金格差の是正を図るため、国及び関係機関に要請されたい。

(説 明)

島しょ地域においては、携帯電話の不通地域が多く点在している状況にあるが、通話地域が拡大すれば、地震や台風等自然災害時に様々な情報連絡が迅速に対応でき、「災害に強い地域づくり」を実践できる。

また、港湾区域や観光施設・名所等での不通地域の解消は、住民のみならず観光客からも強く望まれていることから、携帯電話の不通地域の解消が必要である。

要 望 事 項	(14) 町村における行政ネットワーク システムの管理に対する適切な技 術・財政支援
------------------	--

要望先 総 務 局

(要 旨)

IT化の一環として、住民基本台帳ネットワークシステム及び総合行政ネットワークシステムの運用管理にあたり、町村において円滑な対応が図られるよう、適切な技術・財政支援を願いたい。

(説 明)

これらシステムの適切な運用管理を実施するため、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修等については、町村にとって大きな負担になるので、都としての技術的・財政的支援が必要である。

要 望 事 項	(15) 島しょ貨物運賃補助制度の充実
------------------	---------------------

要望先 総務局

(港湾局)

(要 旨)

島しょ地域住民の生活安定と生産物の流通対策のため、次の事項について補助の充実及び補助対象品目を拡大されたい。

- ① 島内主要生産物に対する補助率（50％）の継続と補助対象品目の拡大
- ② ガソリン等燃料輸送費への補助対象品目の拡大
- ③ 一般食料品等への補助対象品目の拡大

(説 明)

本補助制度は、島しょ地域住民の生活安定と生産物の流通対策に大きな成果を上げ、島しょ地域住民にとっては、欠かすことのできないものである。

したがって、島しょ地域の産業振興及び物価の安定を図るため、本補助制度の継続及び高騰するガソリン・一般食料品への補助対象品目の拡大が必要である。

特に、離島のガソリン価格は平成23年度に国の施策による「離島ガソリン流通コスト支援事業」により、助成制度が創設され、平成24年6月からは補助単価も上がっているが、依然として本土との価格差は大きい。その本土との価格差の大きな要因は海上輸送に係るコスト分であることから、島民生活の安定・島しょ地域の産業振興のため、補助対象品目とすることが必要である。

また、国に対しては「離島ガソリン流通コスト支援事業」の拡充、継続を働きかける必要がある。

なお、島特産品である「くさや」を生産するうえで必要な原魚は、島内の水揚げだけでは足りず、本土からの移入に頼り加工をしている。運賃高騰は、「くさや」生産者にとって大変な影響を及ぼしている。魚介類については、平成19年から補助対象品目に追加されたものの、補助対象範囲が限定されている。本土から島しょ地域への主要原材料の移入についても補助対象とする必要がある。

要 望 事 項	(16) エコツーリズムの推進
------------------	-----------------

要望先 総務局
(環境局)
(産業労働局)

(要 旨)

自然環境保護の観点から受入れ地域の生態系などの自然環境や生活・文化を損なわずに行う観光振興としてのエコツーリズムを推進するため、次の事項について措置されたい。

- ① エコツーリズム推進のための「庁内連絡調整会議」による総合調整の充実
- ② 東京都自然ガイド制度の充実
- ③ 「東京都版エコツーリズム」推進のための施策の充実
- ④ 町村におけるエコツーリズム推進施策に対する財政支援
- ⑤ 魅力ある観光地づくり事業（ハード及びソフト）に対する財政支援

(説 明)

- ① 各局は、エコツーリズムを推進するため、様々な事業を実施しているが、これら事業の連携を図り、効率的・有効的な施策を推進するための総合調整を充実させる必要がある。
- ② 自然ガイドの資質を向上させるため、モニター調査を実施するなど制度の充実を図ることが必要である。
- ③ 貴重な自然環境を保護するとともに、観光振興を図っていくことを目的とした「東京都版エコツーリズム」を推進するため、モニタリング調査の継続とそれに基づくルールの見直しや啓発活動など施策の充実を図ることが必要である。
- ④ エコツーリズムによる地域振興を図るためには、地域の発意と創意による地域特性を生かした施策の推進が必要であり、各町村独自の取り組みに対する財政支援が必要である。
- ⑤ 魅力ある観光地を形成していくための観光スポットの開拓、自然と調和した景観をもつまちづくり等に対する財政支援の充実が必要である。

要 望 事 項	(17) 離島航路補助制度の継続
------------------	------------------

要望先 総務局

(港湾局)

(要 旨)

島しょ地域住民には不可欠な、生活路線としての航路を維持するための離島航路補助等を継続されたい。

(説 明)

離島航路は、島しょ地域住民の生活路線であり、地域の産業振興にとっても不可欠なものである。

しかし、離島航路は、収益の向上が見込めないことが多いのに対し、経営改善カット制度が一律に適用され、また、欠損補助にかかる標準単価が全国均一の基準で算出されることから、一部の航路では欠損補填が十分に行われず、累積欠損が増加するなど運営が大変厳しい状況にある。離島航路を維持していくため、経営改善カット制度を見直すことや、地域、航路の特性にも十分配慮した標準単価の算定方法に改善することなどを国へ働きかけること及び補助制度を継続していくことが引き続き必要である。

また、実質的な運賃値上げとなっている燃料価格調整金分について、島しょ振興と航路安定化を図るため、利用者への負担とならないよう補助等を実施する必要がある。

要 望 事 項	(18) 廃棄物処理対策の促進とごみの減量化等に対する調整・指導・財政支援の充実
------------------	--

要望先 総務局
(環境局)

(要 旨)

一般廃棄物処理事業に対し、技術指導及び財政支援を図られたい。

- ① ごみの減量化及び広域資源循環の推進等に対する調整・指導・PR及び財政支援の充実
- ② スチール缶、ダンボール、紙パックなどの処理に対する財政支援
- ③ 家電リサイクル法施行に伴う不法投棄家電の処分費用に対する財政支援
- ④ 家電リサイクル法の強化及び適用品目以外の処理に対する財政支援
- ⑤ 小型家電等の島外搬出における海上運賃、都内陸上運賃、処理費用に対する財政支援
- ⑥ 容器包装リサイクル品目を処理する施設の建設整備に伴う財政支援等
- ⑦ 資源集団回収団体に対する補助制度の新設
- ⑧ 島しょ地域における円滑な家電リサイクル法及び資源有効利用促進法への対応促進
- ⑨ 島しょ地域における自動車リサイクル法への対応促進
- ⑩ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る交付税措置の適正化
- ⑪ 指定一般廃棄物（廃タイヤ）の島外搬出に対する財政支援

(説 明)

- ① 離島において循環型社会形成を推進するため、本土と連携したごみの減量化・広域資源循環を促進するため、町村に対する技術的・財政的な支援を充実するとともに、事業者処理責任の確立など企業に対する指導・PRを積極的に行うことが必要である。
また、リサイクル率向上のため本土への運搬費助成や、リサイクル率を向上させたのちの、他区市町村に存する焼却施設を含むごみ処理施設への搬入等、広域適正処理の調整により、島しょ地域と本土を結ぶ広域資源循環を促進することが必要である。
- ② 容器包装リサイクル法施行以降も、スチール缶、ダンボール、紙パックなどの逆有償化が問題となっていることから、処理経費に対する財政支援が必要である。
- ③ 平成13年4月1日から施行された家電リサイクル法に伴い、都市部に隣接した山間部では、町外からの家電製品の不法投棄が後を絶たず、町村に財政負担が生じてい

る。これらの不法投棄は、市町村の行政区域を越境して行われており、単一の町村で対応することは適当でないことから、不法投棄された家電製品の処分費用について、広域的観点から東京都の財政支援を行うことが必要である。

- ④ フロンを冷媒として使用している全種類の家電を、家電リサイクル法の適用対象とするよう国等関係機関に働きかけるとともに、適用対象外の品目を自主的に回収している町村に対しては、財政支援が必要である。
- ⑤ 離島である島しょ地域においては、小型家電等及びその他粗大ごみ等を適正にリサイクルするためには島外搬出しなければならないが、陸・海上輸送費等に莫大な費用を要する。平成24年10月に供用開始した「八丈島一般廃棄物管理型最終処分場」をもって、島しょ地域における焼却灰の島外排出経費支援は終了したが、新たな視点での財政支援が必要である。
- ⑥ 容器包装物の分別収集に伴い必要となるストックヤード、選別、圧縮施設の用地確保及び施設建設・整備等に対して、財政支援の強化を図るとともに、収集運搬・選別処理・保管負担も含んだ事業者の負担強化等、発生抑制への誘導策等について、取り組みの強化が必要である。
- ⑦ 資源物集団回収団体が行う回収について、奨励金を支出しているが、資源回収リサイクルシステムの維持・堅持のためにも、東京都補助制度の創設が必要である。
- ⑧ 島しょ地域においては、家電リサイクル法によって排出された家電製品を本土まで海上運搬のできる許可業者が少ないため、その排出から引渡しまでの対策に苦慮しているところである。

家電リサイクル法対象物の離島海上輸送費用は、家電製品協会が平成21年2月から支援を始めたが、期間限定の上、支援要件が厳しく、その上平成29年12月末をもって当該支援は終了する。近隣に指定取引場所が存在しない島しょ住民は、支援終了に伴う大幅な輸送費用負担増に不安を抱いており、支援継続のための関係機関への働きかけが必要である。

また、事業系パソコンについても、再資源化に対する対策が不十分であり、一部の製品については、市町村が回収し、廃棄物として処理している。このため、島しょ地域の地理的条件も勘案し、指定引渡し場所等について弾力的な運用を行うなど、家電リサイクル法の円滑な施行のために必要な特例措置及び資源有効利用促進法の適切な対応について、国等関係機関に働きかける必要がある。

- ⑨ 島しょ地域の廃車処理については、離島の地理的条件を考慮した弾力的な運用と財政支援について、引き続き指定再資源化機関の資金協力及び自動車リサイクル全般の

運用が円滑に行われるよう国への働きかけが必要である。

- ⑩ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る国の交付税措置に対し、離島の地理的条件や交通事情等が適正に評価されるよう国等関係機関への働きかけが必要である。
- ⑪ 廃タイヤの処理方法として焼却処分してきたが、度重なる焼却炉の故障等により、島内処理から島外搬出に切替えるため、搬出に伴う運搬費用の補助制度の創設が必要である。

要 望 事 項	(19) 三宅島における観光振興策の拡充
------------------	----------------------

要望先 総務局

(要 旨)

三宅島復興（観光振興）イベントに対する継続的な支援を図られたい。

(説 明)

平成19年度より三宅島の観光産業の起爆剤として、NPO法人三宅島スポーツ振興会を事業主体としたオートバイ・イベントが、当初目指していた「オンロード」から「オフロード」にスタイルが変更されたものの、平成26年度まで継続的に開催され、平成27年度も同様のオフロード形態による開催を予定しており、雄山（島中央の山）をバックに溶岩地帯をバイクが滑走する姿は雄大で参加者にも大変好評を得ている。また、島民の中からレースに参加する者が出てくるなど、着実にオートバイ・イベントは定着してきた。このため、オートバイ・イベントは継続しつつも、更なる三宅島の復興と観光産業の活性化を図っていく必要があるため、これまでの「三宅島オートバイ・イベントに対する継続的な支援」を拡大し、オートバイに限定せず、平成28年度以降も「三宅島復興（観光振興）イベントに対する継続的な支援」が必要である。

今後、サイクルロードレースなどのスポーツイベントの他、文化的なイベントの開催として、国内で認知されている音楽アーティストによる復興支援ライブなど文化的なイベントの開催に向けて、財政的な支援が必要である。

要望事項	<p>(20) 地上デジタル放送の受信不可能</p> <p>地域への対応</p>
------	--

要望先 総務局

(要 旨)

地上デジタル放送受信不可能地域への対応として、次の事項について措置されたい。

- ① 放送受信不可能地域の情報格差解消に対する国への働きかけ
- ② 都における受信方法（有線・無線）や住民負担についての情報提供
- ③ テレビ共聴施設（有線・無線）の新設工事・維持管理に伴う財政支援及び事業採択
- ④ デジタル放送化によって新たに発生した難視聴世帯の救済・早期解消

(説 明)

テレビ電波の受信は、平成23年7月24日に一斉にデジタル放送に切り替わったが、それに伴い、新たに難視聴世帯が発生している。現在、放送受信不可能地域については、衛星利用による暫定的難視聴解消対策が取られているが、今後、共聴施設の新設、運営、将来にわたっての維持管理及びそれらに付随する住民負担の発生が大きな課題となる。

そのため、大前提となるデジタル波の安定的受信方法の有効性（有線、無線の比較）、住民負担の比較（有線・無線）などについての情報提供、施設運営・維持管理への財政支援が必要である。

国においても共聴施設の新設について、補助の拡大を図るなどの対策の充実が図られてきたが、東京都においても引き続き現在の地上デジタル放送難視聴地域の解消に向けた情報支援に取り組んでいただくとともに、今後の地デジの安定的運用等に対する補助等の構築が必要である。

要 望 事 項	(21) 島しょにおける燃油類の価格安定・格差是正に対する支援及び補助制度の創設
------------------	--

要望先 総 務 局
 (産業労働局)
 (港 湾 局)

(要 旨)

島しょ地域における燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格安定・格差是正に対する支援及び補助制度を創設されたい。

(説 明)

島しょ地域の住民は、地理的条件の中で、常に本土との経済的な格差を強いられており、特にガソリンについては「離島ガソリン流通コスト支援事業」により、一部、国の助成制度があるが、燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格格差は顕著であり、家計や地域経済に与える影響は非常に大きい。

また、基幹産業である漁業・農業用の燃油についても同様であり、島しょ地域の産業振興や後継者育成に大きな影響を与えている。

このことから、現状の島しょ貨物運賃補助の対象を燃油輸送費にまで拡充、及び新たな補助制度を創設し、島しょ地域の燃油類の価格安定・格差是正に取り組むことが必要である。

また、燃油類の価格安定・格差是正のための新たな制度の創設についても、国に対して強力に働きかけることが必要である。

要 望 事 項	(22) 社会保障制度・税番号制度の導入・ 運用にあたっての支援	要望先 総 務 局 (福祉保健局)
------------------	---	---------------------------------

(要 旨)

社会保障制度・税番号制度の導入・運用にあたっての国への財源措置を要請されたい。
また、東京都の支援体制を確立されたい。

- ① 税・社会保障制度の運用・管理にあたり、円滑な対応が図られるよう適切な技術・財政支援
- ② 制度改正に起因するシステム経費等の財政支援

(説 明)

税・社会保障番号制度で運用する総合行政ネットワーク (LGWAN) は、e-tax、J-Alert、戸籍システムの副本等、使用頻度が高くなっているにもかかわらず、回線は INS64KB/S を利用しており、業務に支障をきたしていることから、適切な技術・財政的な支援が必要である。

また、社会保障・税番号制度の導入にあたり、平成30年度に国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県となること等に伴うシステム経費等については、各保険者の事情を考慮し、各保険者が超過負担をすることがないように、国の責任において必要な額を確保し、全額国費にて負担すべきと考える。そこで、新たなシステム設計にあたっては、新制度が円滑に運用できるよう、各保険者の意見を十分に踏まえて構築するとともに、併せて事務の合理化及び被保険者の利便性の向上を実現するため、都としても詳細な情報収集及び各保険者への情報提供に努めるとともに、国に対して補助金・交付金の要望を強く働きかけていただきたい。

要 望 事 項	(23) 希少生態系の保全
------------------	---------------

要望先 総務局
(環境局)
(産業労働局)
(建設局)
(港湾局)
(教育庁)

(要 旨)

小笠原諸島への移入動植物が小笠原全域で固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の一体的な保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 小笠原諸島に固有な希少動・植物で構成される生態系への移入種などによる悪影響の防止及び総合窓口の設置
- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の支援

(説 明)

① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、野ネコ、イエシロアリ、野ヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な移入種により、その生態系を攪乱され、希少動・植物は減少傾向にある。特に移入種の中には小笠原の気候風土に適合し大量増殖するものもあり、自然環境及び生活環境の双方に悪影響を及ぼしている。

移入種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあり、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もある。例えば、属島部ではノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている状況である。また、父島・母島では農業被害等が懸念される状況も生まれている。これらを一体的に捉えた総合的な対策が必要となっており、都においても取り組むの継続と対策の強化をお願いしたい。

さらに、小笠原においては、自然環境と生活環境が密接しており、世界自然遺産の価値を保全するために移入種対策等を実施するにあたっては、村民生活への影響を免れない。

また、世界自然遺産の価値に触れることを求めて訪れる観光客等の来島により、意図せず新たな移入種が持ち込まれるリスクにも常にさらされている。そのため、世界自然遺産の価値を継続して守りながら、人の生活や産業との両立を図っていくためには島民や来島者の理解を得るための総合的な普及啓発や情報発信が不可欠である。

② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、栽培種、部位共に拡大している。そのため、各栽培者（家庭菜園者を含む）及び行政機関は、農作物被害の防除と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」「文化財保護法」等による保護の両立に苦慮している。については、農業分野における専門職の組織を持つ東京都において、長期にわたる生態調査や慎重な配慮の下での物理的防除実験をしたうえで、これらに基づいた農作物被害防除方法及び防除対策を確立し、普及することが必要である。

③ 父島においては、野ヤギはここ数年、相当数増加していると考えられており、農業被害も多く報告されているが、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、移入種排除、植生被害防止の枠組みで捉え、駆除の推進を図ることが必要である。

④ 父島では「人とシロアリの住み分け」方針によるシロアリ対策を小笠原村が継続的に実施してきたことにより相当の成果を上げているが、集落周辺や山林域では依然として猛威を振るい、固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内で放置されている切株にイエシロアリが侵入しており、周辺への羽アリ拡散源となっているため早急な対策が必要である。

また、母島ではイエシロアリは生息していなかったが、平成10年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を小笠原村が行っている。しかし、平成24年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、同仮置場管理者の東京都が対策を講じている最中であるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた対策が必要である。この他、東京都管理下の庁舎・職員住宅・農業センター・都営住宅・公園・港湾・漁港・高等学校敷地や外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を、事業主体の管理責任の下に講じていただきたい。

なお、平成6年の行政監察局の勧告に対する改善措置が十分には講じられていない

ため、勧告の意義を再認識したうえで、新たな小笠原諸島振興開発計画にも記載されたとおり、関係機関が連携して総合的な対策を引続き推進する必要がある。

イエシロアリは、IUCN（国際自然保護連合）の「世界の外来侵入種ワースト100」にも挙げられており、生活環境と貴重な自然環境を保全する観点から、拡散防止や生態系攪乱被害防止も含めた総合的な対策の実施を強く要望する。

- ⑤ 昨年来から村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。属島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類のネズミ類の食害による絶滅について懸念される危機的な状況であることから、より実効的な対策の実施と対策を担う体制構築・人材育成が必要である。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業被害や村民生活にもさまざまな被害を与える可能性があるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化・支援していただきたい。

要 望 事 項	(24) 雪害体制等の充実強化
------------------	-----------------

要望先 総務局
(環境局)
(建設局)

(要 旨)

西多摩町村の雪害対策にあたって、国に対して財源措置を要請するとともに、都においても市町村を支援する体制を確立されたい。

- ① 国道、主要地方道、都道及び生活道の除雪に対する財政支援
(日の出町、檜原村、奥多摩町)
- ② 通行止めとなっている登山道等の整備 (奥多摩町)

(説 明)

西多摩の山間地域では、積雪の回数、積雪量も多く、広範囲に集落が点在しており、高齢化・過疎化に伴い地域の除雪力は低下しているため、車両の通行が遮断されないように、毎年、除雪作業等、雪への対策に多額の費用が掛かっている。財政力が脆弱な町村では除雪費の捻出に苦慮しているところである。

昨年2月に発生した2週にわたる大雪では、西多摩町村の各所で過去に例がない積雪があり、国道、主要地方道、都道及び住民の生活を支える生活道において除雪が出来ない地域が発生し、車両の通行が出来ず、孤立した状況となり生活に多大な影響を及ぼした。

このようなことから、除雪体制の強化のため町村への除雪に対する財政的支援が必要である。

登山道については、崩落や橋、道標等の一部の施設の復旧がされておらず、未だに通行止めの状態が続いている箇所があり、特に奥多摩町は全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定され、その恵まれた自然を求めて多くのハイカーや登山客が訪れる観光の町であるので、道迷いなど事故防止の観点からも東京都で管理する登山道の早期整備・道標の復旧が必要となる。

要 望 事 項	(25) サンゴ密漁船対策の実施
------------------	------------------

要望先 総務局

(産業労働局)

(要 旨)

伊豆諸島・小笠原諸島海域におけるサンゴ密漁船の監視体制を充実強化されるとともに、被害海域の漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されたい。

(説 明)

昨年、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域に200隻以上もの中国のサンゴ密漁船が押し寄せ、違法操業、航行の妨害、ゴミの海洋投棄など、国際的な海洋秩序をまったく無視した行為を繰り返し、漁業者への操業妨害や観光事業への影響、また島に住む住民の生活を脅かし、更に生育に数10年から数100年かかると云われる赤サンゴを採り尽くすことによる海洋生態系への影響も危惧される、極めて遺憾な事態が起きている。

都におかれては、このような外国漁船の違法操業が再び行われることのないよう国に積極的に働きかけるとともに、引き続き国と協調体制をとり、伊豆諸島・小笠原諸島周辺海域の警戒・監視体制の一層の充実強化を図られたい。そのための所要の予算を確保され、漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されるよう要望する。

要 望 事 項	(26) し尿等生活排水対策の推進
------------------	-------------------

要望先 総務局
(都市整備局)
(環境局)
(下水道局)

(要 旨)

山間・島しょ地域の実情に応じたし尿等生活排水対策を促進するための都としての技術・財政支援

(説 明)

下水道未整備地域における公共用水域の水質保全及び廃棄物処理法に対する適正な対応による生活環境保全など、し尿等生活排水対策の推進が町村の重要な課題となっている。

事業方式として、特別区においては、東京都下水道局が公共下水道を運営しており、東京都の指導も得て、多摩地域では都の流域下水道本部が市町村が整備した下水道からの下水を受け、排除、処理するための流域下水道を運営している。

一方、島しょ地域では、公共下水道から個別排水処理施設整備事業までの多種類の下水道（類似施設）を単独町村で運営し、それぞれの地域特性に応じた方式により整備促進を図っているところである。

しかし、山間・島しょ地域におけるし尿等生活排水対策は、地理的な条件等から高コストとなり、町村に過重な財政負担が生じることから、容易に進捗しない実情がある。

このため、施設整備に対する財政支援の充実強化とともに、特に整備後の維持管理に対する財政支援制度の創設について、国への働きかけが必要である。